

令和元年分 給与所得者の配偶者控除等申告書

所得者本人の合計所得金額の見積額が950万円超1,000万円以下で、配偶者の合計所得金額の見積額が38万円以下かつ年齢70歳未満の場合

所 給与の支払者の所在地等の
所轄税務署長を記載します。

者の
名) ○○○○ 株式会社

(フリガナ) シナガワ

あなたの氏名 品川 聡明

給与の支払者の
法人番号 2 2 3 3 4 4 5 5 6 6 7 7 8

※ この申告書の提出を受けた給与の支払者(個人は除きます。)が記載してください。

あなたの住所
又は 東京都千代田区神田錦町3-3

あなたの住所
又は 東京都港区

あなたの年齢
50 年 2 月 25 日

配偶者の年齢
50 年 2 月 25 日

配偶者の住所
又は 居所

配偶者の年齢
50 年 2 月 25 日

配偶者の住所
又は 居所

配偶者の年齢
50 年 2 月 25 日

配偶者の住所
又は 居所

この申告書を受理した給与の支払者が、給与の支払者の法人番号を付記します。給与の支払者が個人の場合は、給与の支払者の個人番号を付記する必要はありません。

あなたの合計所得金額の見積額が123万円を超える場合又は配偶者の合計所得金額の見積額が123万円を超える場合は、左の「あなたの本年中の合計所得金額の見積額」欄に該当する判定結果にチェックをします。

下の「合計所得金額の見積額の計算表」の「配偶者の合計所得金額(見積額)」欄で計算し求めた合計所得金額を記載します。配偶者の所得が給与所得だけで、給与の収入金額が2,015,999円を超える場合は、合計所得金額が123万円を超えるため、配偶者控除及び配偶者特別控除の適用を受けることはできません。

左の判定結果を記載します。

あなたの本年中の合計所得金額の見積額 *1 10,000,000 円

配偶者が非居住者である場合に○を付けます。 ※親族関係書類の添付等が必要です(扶養控除等申告書を提出した際に添付等をしている場合には、不要です。)

配偶者の本年中の合計所得金額の見積額 *2 380,000 円

区分 I C (左のA~Cを記載)

区分 II ② (左の①~④を記載)

下の「合計所得金額の見積額の計算表」の「あなたの合計所得金額(見積額)」欄で計算し求めた合計所得金額を記載します。あなたの所得が給与所得だけで、給与の収入金額が12,200,000円を超える場合は、合計所得金額が1,000万円を超えるため、配偶者控除及び配偶者特別控除の適用を受けることはできません。

控除の対象となる配偶者の個人番号を記載します。

配偶者が非居住者である場合に送金金額等を記載します。 ※送金関係書類の添付等が必要です。

配偶者の年齢及び上の「配偶者の本年中の合計所得金額の見積額」から、該当する判定結果にチェックをします。

左の判定結果を記載します。

合計所得金額の見積額の計算表	あなた	配偶者
給与所得(1)	12,200,000	1,030,000
事業所得(2)		
配当所得(4)		
不動産所得(5)		
退職所得(6)		
(1)~(6)以外の所得(7)		
(1)~(7)の合計額	10,000,000	380,000

(注) 給与所得の「所得金額」の計算に当たっては、裏面の「3 所得の区分」の【①給与所得】を参考にしてください。

区分	配偶者控除の額										
	95万円超100万円以下	100万円超105万円以下	105万円超110万円以下	110万円超115万円以下	115万円超120万円以下	120万円超					
A	480,000	380,000	300,000	260,000	210,000	160,000	110,000	60,000	30,000		
B	320,000	260,000	200,000	180,000	140,000	110,000	80,000	40,000	20,000		
C	160,000	130,000	100,000	80,000	70,000	60,000	40,000	20,000	10,000		

配偶者控除の額 130,000 円

配偶者特別控除の額 円

※ 「配偶者控除の額」又は「配偶者特別控除の額」については、左の表を参考に記載してください。

※ 夫婦の双方がお互いに配偶者特別控除を受けることはできません。

申告書の記載に当たっては、裏面の説明をお読みください。